

基 監 第 33 号

平成30年8月22日

基山町長 松 田 一 也 様

基山町監査委員 過 能 義 隆

基山町監査委員 末 次 明

平成29年度基山町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出  
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、  
審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を  
記載した書類を審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

## 平成29年度基山町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の期間

平成30年8月8日（水）から8月21日（火）まで

### 3 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

#### 記

(単位：%)

健全化判断比率	平成29年度	平成28年度	平成27年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (黒字3.53)	— (黒字5.90)	— (黒字4.68)	15.0	20.0
② 連結実質赤字比率	— (黒字8.06)	— (黒字8.99)	— (黒字8.08)	20.0	30.0
③ 実質公債費比率	10.6	12.0	13.1	25.0	35.0
④ 将来負担比率	31.3	— (△0.6)	24.2	350.0	/
資金不足比率	平成29年度	平成28年度	平成27年度	経営健全化基準	
⑤ 下水道事業会計	—	—	—	20.0	

(注) ①～④に係る表中の「—」の表示は、赤字額がないこと又は算定値がないことを示す。

⑤に係る表中の「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

- ① 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。
- ② 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率である。
- ③ 実質公債費比率とは、標準財政規模に対する公債費や公債費に準ずる経費等（一部事務組合の公債費に対する負担金や公営企業の公債費に対する繰出金等）の占める割合の過去3年間の平均である。
- ④ 将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。
- ⑤ 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

#### 4 審査意見

##### (1) 実質赤字比率について

平成29年度は、実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率は算定されず、良好な状況であると認められる。

##### (2) 連結実質赤字比率について

平成29年度は、連結実質赤字額が生じていないため、連結実質赤字比率は算定されず、良好な状況であると認められる。

しかしながら、国民健康保険特別会計については、保険給付費の増額により、依然として厳しい状況が続くと思われ、今後の動向を注意深く見守る必要がある。

##### (3) 実質公債費比率について

3カ年平均では、平成29年度10.6ポイントで前年度より1.4ポイント減少（改善）された。単年度では、平成27年度11.9ポイント（前年度比1.1ポイント減少（改善））、平成28年度11.1ポイント（前年度比0.8ポイント減少（改善））、平成29年度8.8ポイント（前年度比2.3ポイント減少（改善））であった。

地方債を発行するときに、県知事の許可が必要な基準の18%以下となっているが、今後も新規起債発行を抑制することにより、現行の比率以下の水準の確保に努めていただきたい。

##### (4) 将来負担比率について

平成29年度の将来負担比率は、多世代交流拠点整備事業等による町債残高（借入金）の増加、及び子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業の債務負担行為に基づく支出予定額の増加により31.3%となった。

なお、平成28年度の将来負担比率は算定されていない。

(5) 資金不足比率について

資金不足は発生していないため、資金不足比率は算定されない。

今後、施設整備、維持管理に多額の費用を要する状況にあるため、一層の経営の効率化やコスト削減に努め、健全な事業運営が行われることを望む。